官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令（厚生労働一二九）　一
〔その他告示〕
○調理師試験の実施に関する事務を行う者として厚生労働大臣に指定されている者の主たる事務所の所在地が変更された件（厚生労働三二二）　二
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一一八一）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
防衛省共済組合定款の一部変更、令和七年度・事業年度財務諸表（独立行政法人経済産業研究所・独立行政法人都市再生機構）、首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録者、弁理士登録関係　二九
地方公共団体
行旅死亡人関係　四六
会社その他
会社決算公告　五三

省令

○厚生労働省令第百二十九号

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第二項及び第八条の三第二項並びに調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第十八条の規定に基づき、調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎